

日本社会の論理と公害という人工砂漠のアイロニー

— 環境問題解決へ向けての論理 —



福田 雅 章

1 わたしのライフスタイル…「窓を開けて冷房をつける」

みなさんにも、きっと、日常生活の一場面の中に、とくに理由があるわけでもなく、また他の人にはどうして、もわかってもらえないが、でもあなた自身にとっては、いわば一つの「こだわり」ともなっている重要な振る舞いがあると思います。それによってあなた自身のアイデンティティを自ら再確認しているような行動様式が……。

あの映画監督の伊丹十三氏は、「歯ブラシ」にこだわっています。どのようにこだわっているかという点と、「市販されている歯ブラシの中で世界で一番高いものを使うことにしている」のだそうです。「金持ちの贅沢だ」といって一笑に付すことも可能でしょう。毎日地球上では何百万もの人が飢えて死んでいくというのに、そんなことをすると「金満飽食日本人の傲慢だ」といって憤る人もいます。

実は、わたしにも、そんな「こだわり」となっているものがあります。もうかれこれ二十年弱も続いていますので、単なる「こだわり」というよりも、わたしじしんのライフスタイルの一部になっているといった方がよい

かもしれない。ところが、地球規模の環境破壊が指弾されている現在、まことに残念ながら、そのライフスタイルを断念せざるを得ないのではないかと、真剣に悩んでいます。環境問題を考える糸口としてみなさんにも一緒に考えていただけたらと思います。

わたしのライフスタイルともなっている「こだわり」とは次のようなものです…

「夏車に乗るときに冷房をかけながら窓を開けておく」

「冬ストープをがんがんに焚きながらシャツ一枚になって雪で冷やしたビールを飲む」

なぜこのような「こだわり」を持つようになったかに関しては、語れば長いエピソードがありますが、これらはいずれもおよそ二〇年ほど前にアメリカに長期滞在したときに覚えたものです。当時日本社会から来た貧乏学生であったわたしにとっては、「冷房をかけながら窓を開けて」おいたり、「ビールをおいしく飲むためにヒーターを強くする」などということは、まったくの常識外のことでした。わたしはそれまで「お金がもったいない

から、自分のしたいことも我慢する」ということを、まったく当たり前のことであり、むしろ誇るべき美德とさえ考えていました。しかし、「個」と「消費」の国アメリカ社会にあっては、他人から見ればいかにバカげているようにも、「自分の好みのために消費すること」こそ美德だったのです。いいかえると、「節約と我慢」の社会である日本から「消費と好み」の社会であるアメリカに来て、「自分流に人生を設計し、それを実現すること」の重要性を会得したと言ったらいいのでしょうか、大げさというなら、生活実感を通して自由の興義に開眼したわけです。いまでもその時の興奮を覚えています…「おれはいままでなんと不自由なものの考え方をしていたのだろう！ 社会常識とか他人の目とか、お金といった頸枷に縛られて自分自身をなんと不自由にしてきたことか！」。このようなわたしのものの考え方の変化を具象するものとして、「窓を開けることによってより快適に冷房を楽しめるなら、窓を開ければいいではないか、また、それほど好きなビールなら、部屋を暖かくして冬でもおいしく飲めばいいではないか」という「こだわり」を持つようになりました。この裏には、「物質文明の進

歩は、人間の快適さ(自由≡*Preference*)を拡大するところに意義があるのであって、逆に、人間がその虜にされ、それによって規定されてしまうことは現代の悲劇である」という考え方も存在していました。

2 「反省を迫られるライフスタイル」

ところが、一昨年カリフォルニアに行ったとき、車の窓をあけながら、冷房をつけていたところ、同乗していた環境学の大学院生が、「どうして窓を閉めないのか」というので、前述のボストンでの経験と、それがわたしのライフスタイルの「こだわり」であることを説明しました。すると、彼は、「Resources are finite. (≡「資源は有限である」)」と述べ、地球環境問題へと議論が発展しました。彼の結論は次のようなものでした。「現在の地球レベルでの環境問題と、いわゆる南北問題を解決するためには、先進諸国の人たちが、その奢ったライフスタイルを変えなければならぬ。それらの問題は、何か大きな国際レベルでの政治力を用いたり、科学の一層の進歩をまたなければ解決しえない問題というよりも、一人ひとりが決断しなければならぬ日常身近な価値の選

択の問題であり、またそこから出発しなければ絶対に解決しえない問題である」旨を情熱をこめて語ってくれました。

彼の論理には確かに飛躍があります。巨大な資本による資源の濫用と無駄使いという視点がすっぱり抜け落ちているからです。でも一人ひとりが新たな価値の選択をし、それに基づく身近な生活の中での実践を踏まえて、その声が巨大な権力と資本の論理をも飲み込むほどに大きなものとならない限り、問題の真の解決がありえないことも事実です。

3 うさんくさい地球環境保全キャンペーン

さて、わたしは、上述のいずれの立場に立つべきなのでしょう。カリフォルニアでの体験にもとづいて、ボストン以来のライフスタイルを放棄すべきなのでしょう。わたしにはいまだ結論がでていません。みなさんの中に何かいいアイデアがあったらぜひ教えて下さい。

ところでわたしが迷っている原因の一つに、「地球資源が有限である」とか「おまえの行為が地球を温暖化させている」といわれても、正直のところいま一つピンと

こないものがある、という点です。現在叫ばれている環境問題にはさまざまなレベルのものがありますが、地球レベルのものとしては、窒素酸化物の増加による地球の温暖化現象とかフロンガスによるオゾン層の破壊が、また国際レベルのものとしては、熱帯雨林の破壊とその砂漠化や酸性雨の問題、さらには国際河川や国際内湾の汚濁問題等がキャンペンされています。たしかに地球規模で環境破壊が進行しているのは事実なのでしょう。わたしもその問題の重大性を承認するのに決してやぶさかではないつもりです。

でも、わが国で近年大々的に展開されている地球環境保全キャンペーンには何かうさんくさいものを感じます。昨年秋季三日間にわたって東京で、政府とUNEP共催による「地球環境保全に関する東京会議」が開かれましたが、これは一昨年当時の竹下首相がアメリカで突然提唱して実現したものです。開会の挨拶で海部首相が「環境保全のため三年間で三千億円のODAを提供する」と大見栄をきっていますが、日本は、その有するお金と技術力によって地球環境破壊問題を解決し、地球環境保全の分野で国際的なリーダーシップを果たそうとしているよ

うです。しかし、国内の環境破壊問題である種々の公害対策を未解決のままに放置し、最近では、アセスメント法の制定もしないままにリゾート法のような形で大規模の自然環境の破壊を促進し、さらには公害を海外にまで持ち出している日本が、お金と技術力で世界レベルの環境破壊問題を解決するために指導的な責任を果たすということの意義と真意は、いったいどこにあるのでしょうか。わたしには地球規模の環境破壊であれ、国内の環境・公害問題であれ、とうていお金と技術力によってこれらの問題を真に解決できるとは思えません。

そこで国内における環境破壊問題の代表である過去の公害問題を比較的詳しく考察することによって、環境問題解決のための論理を探って見ることにしたいと思いません。

4 古典的な環境破壊としての五大公害（訴訟）

戦後わが国における高度成長にもなつて、重工業化、都市化、近代化が促進されはじめるのは昭和三〇年（一九五五年）頃からです。これにともなつて、悲惨な公害（病）が日本を席巻します。①熊本における水俣病、②

新潟における水俣病、③富山におけるイタイイタイ病、④四日市における大気汚染ぜんそく、さらには⑤大阪国際空港における騒音等、いわゆる戦後の五大公害をはじめとして、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などの公害が全国にわたるところで深刻化してきました。これら五大公害は後にみな訴訟になっていきますが、すべてにおいて、法律的にいいいますと、因果関係論（疫学的因果関係の承認）、過失論（注意義務の拡大）さらには損害論など、従来の理論では解決の難しかった諸点をクリアして、公害被害に対する損害賠償が是認されています。公害問題解決のもっとも重要な点は、公害発生の事前予防にあることはいまでもありませんが、事後的にはあれ、これらの判決を下した下級裁判所が、企業・政府・議会の怠慢と不作為によってもたらされた公害被害を救済するための最後の砦として機能したことは、特記に値すると思います。もっとも、公害防止のための事前差止請求権や、良い環境の中で生活する権利ないしは環境破壊の事前防止のための環境権等はいまだ承認されないままですが…… 他方、このような状況の中で、立法府も重い腰をあげ、一九六〇年代には各種の公害・環境立法が

制定され、これまでに公害規制の領域でかなり効果をあげてきています。ただ、公害・環境問題を抜本的に解決するためには、いまだほど遠く、わが国の経済的国際競争力と公害・環境被害との利益考量を図るという原則が維持されており、他方でこれまでの公害被害者の中でいまだ救済されていない者が多数いることを指摘しておきます。

5 水俣公害を振り返って

さて、以下に戦後わが国の公害史の中でもっとも早く発生し、三四年経った現在でも数多くの訴訟が継続している熊本水俣病を検討してみることしましょう。

(1) ネコの狂い死に

敗戦の荒廃から立ち直り、朝鮮戦争の特需景気を天の恵みとして、重化学工業を中心とする日本の高度成長が著についた一九五五年前後、熊本県水俣湾の周辺でたぐさんのネコが狂い死にするという現象が発生した。

「子どもたちの足もとで、一匹の大きな黒ネコが、土を引っかくようにして、ぐるぐるまわっていた。

「また、イタズラをはじめたな」と善市は思った。

ネコの頭に袋をかぶせると、ネコはぐるぐるまわってくせがある。子どもが面白がって、よくイタズラをしているのを、見かけることがあったからだ。だが、よく見ると、ネコは袋をかぶっている様子もない。突然、ネコは異様な叫び声をあげて、一直線に走り出した。近くにいた子どもは驚いて、悲鳴をあげて逃げまどった。善市の船からは一〇メートルと離れていない。

走り出したネコは、近くの家の柱の土台石に頭をぶつけてたおれた。鈍い音がした。ネコはヨダレをたらして、目を見開き、腹は大きく波打っている。しばらくして、ネコはよたよたと起きあがると、後足で立ちあがって宙をつかむような格好をしてふたたび走り出した。庭をまっすぐ横切って、石垣のうえから海にとび込んだ。しばらくの間浮いていたが見えなくなつた。隣の家で飼っていた「クロ」だった。子どもたちは、あっけにとられて石垣のうえから「クロ」が沈んだあたりを覗きこんだ。

「うちのミケも、この前、踊って死んだよ」。子どもたちは、さも驚いた様子で話し始めた。

「あんな。うちのチビちゃんかな、母ちゃんが、飯ば炊いとるカマなかに走り込んで、焼け死んだとばい」「ベータンゴンなかに、何匹も死んどったばい」

子どもたちの家でも、ネコが死んでいるらしい。漁師の家の庭先には、ツボを埋めこんだだけの小便小屋がある。そんな小便ツボの中に、ネコが飛びこんで死んでいた。

善市も、噂は聞いていたが、狂いネコを見たのは、このときがはじめてだった。狂いネコは湯堂部落だけではなかった。水俣の、ほかの漁村でも、この頃つぎつぎに飼いネコが異様な死に方をしていった(首藤・後掲書一九頁以下)。

(2) 水俣病患者の発生

水俣湾では、当時新日本窒素肥料(以下チッソと表記する)が急成長を遂げ、塩化ビニールやアセトアルデヒド、合成酢酸の工場を次から次へと新設しては稼働させていた。チッソが専用に使っていた水俣湾の百間港は、工場から排出される残滓(ヘドロ)で埋めつくされ、その厚さは七・五メートルにも達していた。二回にわたる浚渫工事で、アセトアルデヒドの生産工程で排出された

へドロ中に含まれる有機水銀が湾内から沖合いにまで攪拌され、それと期を一にして「ネコ踊り病」が発生していった。一九五六年五月一日、チッソの付属病院から水俣保健所に幼い田中静子・実子姉妹の奇病が報告され、「水俣病」が世にでた。もっともそれまでにすでに三〇名近い奇病患者が発生していた。奇病患者は原因が分からないまま、とにかく伝染病（疑似日本脳炎）とみなされ隔離されていった。熊大医学部の教授が隔離病棟に奇病患者をはじめて見舞ったときの様子が次のようにレポートされている。

「建てつけの悪い開き戸を開けてなかに入ると、床板がぎいぎいきしんで、いよいよ気持ちが悪くなった。後を振りかえると、不格好な帽子の下から教授たちのすどい視線が覗いていた。病室に入ると、さらに異様な光景がそこにあった。若い女の患者が寝たまま壁板に手を打ちつけてあばれていた。髪を振り乱して、足をばたつかせ、狂いまわった。母親が患者の足を必死に押さえていた。

患者は絶叫するような声をあげて、訪問者に気付く様

子はもちろんない。教授が近づくと、母親が顔だけむけて頭をさげた。患者はベッドをきしませて、なおもあばれまわる。壁に打ちつけている腕はおどろくほどやせ細っていた。

——それにしても劇症すぎる——

勝木教授は想像以上に激烈な症状におどろかされた。はじめてみる奇病患者である。

ほかの教授たちもすっかり驚いていた。

——この劇症型のケイレン発作は何だろう。勝木教授にも見当がつかなかった。

「発病したのはいつ頃ですか」、勝木教授が母親に聞いた。「一ヶ月ほどまえですと。この四、五日前から、とくにひどくなってしもうて……」

おわりの方の言葉はききとれないほど小さな声で母親は答えた。患者の発作はその間も繰り返された。背中を「くの字」にそらせてのたうちまわった。

患者の脈搏を調べたが別に異常はない。患者は目を見開いたまま「アー」とも「ホー」ともつかない奇声を発した。隣りのベッドで、子どもの患者が泣いていた。久美子ちゃんである。のどの奥からしぼりだすよ

うに泣いた。

「アアア、アアア、アアア」、なかば開いた口から、たえずヨダレをたらして顔のまわりの敷布がびっしょり濡れていた。

廊下にでると、病室のあちこちから異様な叫び声もれて、あれ果てた隔離所の中では生地獄のような光景がくり広げられていた。教授たちはすっかりあわてていた。八月二三日のことである」(首藤・後掲書八〇頁以下)。

(3) 水俣を支配したチッソ

奇病は伝染し、遺伝するという恐怖と不安が水俣を襲い、人々は、*「いけにえの羊」*を隔離し抹殺しようとする衝動に駆り立てられた。患者を座敷半同様の部屋に閉じこめてその身内からの発生をひた隠しにした家族のことや、隔離病院から亡骸を白昼公道を通して持ち帰ることができず、夜、線路づたいに泣き泣き背負って運んだといった、多くの悲劇が報告されている(色川・後掲上・一〇四頁)。しかも当時水俣市の議会と行政は完全にチッソの支配下にあった。市長は戦前の水俣工場長が勤めていたが、その行政ぶりはチッソの市担当部長と評

され、また市議会の多数は会社系の議員によって占められていた。水俣はチッソあっての水俣であり、その強固な共同体意識はチッソに対する批判を強く阻むものだった。

「チッソの圧力によって、水俣病の患者であるというものがもうすでに悪であった。チッソあっての水俣という考えが、一人一人の市民にしみついている水俣にあっては、水俣病はチッソの引き起こした犯罪とは理解されなかった。患者たちは、まるで自分から好きこのんで水俣病になったかのようにまわりからいわれ、水俣病患者がいることがチッソの発展を阻害し、つまりは水俣市の発展を阻害するかのようにならされたのである。患者家族は、息をひそめ、患者を一番目のつかないうす暗い家のすみに隠しこんだのだった。患者家族には徹底した社会的圧迫がつきまとった。結婚できず、就職できず、子供達は学校でいじめられ、近所の人は声さえかけてくれず、親類さえも寄りつかなくなかった。認定された患者というのは、だから家族が隠して隠してどうしても隠しとおすことができなくなった患

者だった」(馬奈木昭雄「水俣訴訟の決心にあたって」
法学セミナー一九七二年一〇月号)。

(4) 原因究明を遅延させた国家行政

水俣病の悲劇は、病状の悲惨さと、患者およびその家族に対する地域共同体からの迫害もさることながら、病因の究明がひた隠しにされたという点にある。その間に水俣病患者は激増の一途をたどっている。なんと国が正式に水俣病の原因がチッソのアセトアルデヒド酢酸設備内で生成されたメチル水銀化合物であると認めたのは、上述の公式の第一号患者が一九五六年に報告されてから一二年も経った一九六八年になってからである。しかも、それは、日本国内におけるアセトアルデヒドの製造が完全に中止された後のことだった。

すでに一九五七年一二月の段階で、水俣漁協は漁獲量の激減の阻止と奇病の拡大防止を求めて水俣湾の浚渫工事に反対しており、五八年九月には熊大研究班の武内教授が水俣病の病変がハンター、ラッセルの有機水銀中毒の例症とまったく同一であることを公表している。翌五年七月には熊大研究班が原因物質は有機水銀であるとの中間報告を発表したが、これは同年一二月に厚生省食

品衛生調査会の水俣食中毒部会の中間報告によって追認されている。それから四年後の一九六三年、熊大研究班は、ついに、「水俣病はチッソ酢酸設備から排出された塩化水銀が海水にながれ、これが魚介に蓄積し、その魚介を食べた人や動物が発症したものである」との最終報告を公表するにいたった。

しかし熊大研究班がこの最終結論にいたるまでの過程はそんなに平坦なものではなかった。工場廃液の資料提出は拒まれ、アセトアルデヒドの生成工程に使われる触媒に関する情報は企業秘密の厚い壁に閉ざされていた。厚生省食品衛生調査会の水俣食中毒部会は中間報告の直後解散を命じられ、それを引き継いだ各省庁合同の政府調査機関である「水俣病総合調査研究連絡協議会」も、一九六一年の第四回協議会の席上で熊大研究班の一人である内田教授が原因物質の魚介類からの抽出結果に関する研究報告を行ったとたんに、事実上の消滅に追い込まれ、その翌年から予算も打ち切られてしまった。熊大研究班の有機水銀説は、チッソおよび通産省の支持する中央有名大学や業界の権威者によって、反論され、有形無形の圧力にさらされた。さらに、指摘しておかなければ

ならない重要な事実は、熊大研究班は、その最終結果を発表する最後の二年間、文部省からも厚生省からも予算を打ち切られ、原因究明のための資金援助をアメリカの国立衛生研究所に依存しなければならなかったということである。

水俣病の原因解明の遅延は、結局、チッソ、業界、行政による「水俣病隠し」だったといえる。日本における戦後高度経済成長の端緒期にあつて、チッソと同様に有害廃液を排出している他の化学産業への決定的な悪影響を恐れた業界と行政は、水俣病患者という人身御供を排出しながら、それを意にかけず、経済大国への道を守り続けていたのである。もし「水俣病かくし」が行われていなかったならば、あるいは一九六五年における新潟での第二の水俣病も防げていたかもしれない。

(5) チッソは廃液が原因物質であることを知っていた一方で、チッソの研究陣は、すでに一九五九年一〇月には、アセトアルデヒド排水を餌に混ぜて与えたネコ「ナンバー四〇〇号」が発病したことを確認し、さらに、一九六〇年から六一年にかけては、アセトアルデヒド設備の精溜水の廃液から有機水銀そのものを抽出していた。

しかし、これらの実験研究の結果は、後に暴かれるまで公表されることはなかった。「ナンバー四〇〇号」の実験結果が出るや、会社は実験の中止を命じ、研究員が工場廃液を採取することも禁止した。さらに、一九五九年九月に、上述した熊大研究班の武内教授が有機水銀説を公表するや、従来水俣湾の百間港に排出していた工場廃液を、夜間の突貫工事で極秘裡に水俣河口の八幡プールに排出するようにし、ついに水俣湾のみならず、不知火海全体へと汚染を拡散させてしまっている。そして、一〇月の「ナンバー四〇〇号」の実験結果を承知したうえで、その年の暮れに、チッソは漁民との間で漁業補償を、また患者（家族・遺族）との間で患者補償契約を締結している。その契約には、「将来、工場排水が水俣病の原因であることが確定しても、補償要求はいたしません」という残酷な免責条項がついていた。

(6) 結果的にチッソに味方した官憲

一九五九年、熊大研究班が水俣病の有機水銀中毒説を発表し、チッソ内部ではネコ「ナンバー四〇〇号」の実験結果によって水俣病の原因が工場排水の有機水銀であることが確認されていた当時、水俣の漁民はみんな、水

俣病患者を持つ家族はもちろん、完全に生活に窮していた。工場排水のために水俣湾の漁獲量が激減したというにとどまらず、「湾内の魚介類を食べると水俣病になる」という事実疑問をはさむ余地がなくなっていたため、水俣市内の鮮魚商組合が市内漁民のとる魚をすべて不買の対象としたからである。水俣病に苛まれ、生活手段をすっかり奪われた漁民の怒りは同年の夏と秋について頂点に達し、依然として水俣病の原因が工場排水と関係ないことを主張するチッソ工場に対して、工場廃液の即時排出停止および漁業・患者補償を求める決起と暴動となつて爆発している。工場側の不誠実な対応と団交拒否に激怒した漁民は工場内に進入して工場の施設や器具を相当程度(一〇〇〇万円)に破壊し、警官隊と衝突した。翌年多くの漁民が検挙され、その結果五五名が有罪判決を受けている。この工場突入という「暴力」に対しては、工場側はもちろん、チッソ労組およびマスメディアも一齐に「暴力反対キャンペーン」を展開している。しかし、工場廃液のために生活手段を奪われた被害漁民と患者が孤立無援の中で自らの力だけを頼りに補償金を獲得せざるを得なかった状況を考えると、この暴力には緊急避難

的要素があったといえよう。それに加えて、本来加害者であるチッソ工場の猛毒物質の垂れ流し行為をまったく不問に付して、それを阻止しようとする被害者の正当防衛的行為のみを峻厳に規制した官憲は、結局チッソの応援団以外のなにもでもなかったといえる。この「暴力」なしには、一組員当たり二万五〇〇〇円の漁業補償金、死亡者弔慰金三〇万円、成人患者年金一〇万円という廉価な、しかも先述した「免責条項」付きの補償さえも実現していなかったであろう。当時一五〇億円の年間売上を誇る会社はその後も八年にわたってアセトアルデヒド廃液を不知火海に排出し続けるのである。

「なぜ会社の刑事責任を問わなかったのか？」遅くとも熊大研究班が水俣病の原因を突き止めた一九六三年には、すべての障害がクリアされており、捜査は完全に可能であったはずである。新聞記者の追求に対して「大いに関心を持つ」と発表した熊本地検は、でも、何もしなかった。そして、一九六八年、国が正式に水俣病の原因が工場の廃液であることを認めた後、国会で会社側の刑事責任が問題になったとき、警察および検察の首脳陣は口をそろえて「時効が完成している」としてチッソを不

問に付したのである。もっとも、一九七五年になって、川本氏の告訴を受けて捜査が開始され、四年後に、かうじて胎児性水俣病患者に対する業務上過失致死の罪で、チッソの元社長と元工場長が禁錮二年執行猶予三年の有罪判決を受けている。本来被害者である者が犯罪者とされ、加害者である者が犠牲者として保護されることの非倫理性は、後に最高裁で翻されるが、水俣病患者である川本被告がチッソとの補償交渉に際して与えた傷害罪に対する起訴を公訴権濫用と判示した一九七二年の東京高裁判決（いわゆる寺尾判決）の中に、はっきりと示されている（判例時報八五三号三頁）。

6 戦後日本社会を形成する二つの論理

熊本水俣病公害の初期の状況に焦点をあてて、かなり詳細に述べてきました。ここでの特徴は次のように要約することができますと思います。

- ① チッソは、企業活動の継続を人の生命・健康・生活破壊よりも優越するものと考えていること。
- ② 従って、それらに対する損失を企業活動に伴う巨大な利益の一部で補填すれば問題は解決すると考

えていること。

- ③ 水俣病の原因究明が企業・政官財界の癒着によって妨害されていること。

- ④ 問題の解決にさいして本来機能すべき政治・行政機構の相互抑制機能がまったく働いていないこと。

- ⑤ 問題の解決が公害被害者の「暴力」によって部分的ながら達成されていること。

- ⑥ 官憲が被害者の保護ではなくて、加害者の保護にまわっていること。

さて、それではこれらの特徴をどのように説明したらよいのでしょうか。

社会の文化構造は、目的とそれを達成するための手段によって規制されます。戦後日本社会を形成してきた文化構造を考察すると、次の二つのモデルによって説明することができますように思われます。第一のものは、戦後日本社会を現実に支配しつづけてきた論理でこれを仮に「経済至上型管理」モデルと呼ぶとすると、第二のものは、戦後日本国憲法の価値を化体する論理でこれを「憲法的」モデルと呼ぶことができますと思います。

第一の「経済至上型管理」モデルは、国家の目標ない

しはその至上価値を経済の発展におき、それを達成するための手段として、日本社会に伝統的に存在する「和の精神」(分に応じて集団の権力に和する者には一定の権益を配分するが、和しない者は集団の「和」を乱す者として集団の周縁部へと追いやる日本の社会統制の手段を意味する)を現代に復活することによって特殊日本の管理社会を形成維持するという点に特色があります。いいかえると、すべての権力的・私的・公的制度が「日本国経済の発展」という経済中心主義の国家価値にむけて組織化され、何か紛争が生じた際の問題解決や、一定の権益・利益の配分は、社会の権力に和し、すり寄ることによって有利に達成されるという構造が予定されています。第二の「憲法的」モデルは、国家の目標ないしその至上価値を個人の尊厳の実現におき、それを達成するための手段として、人権の尊重ならびに民主的ルールによる問題解決と権益の配分を可能ならしめる社会構造を予定するところに特色があります。

これら二つのモデルを上述の水俣公害の特徴と重ね合わせてみると、詳しく説明するまでもなく、それらが「経済至上型管理」モデルそのものであることがお分か

りになると思います。戦後日本社会をずっと支配し続けてきた、また現在も支配し続けている論理が、水俣公害を発生させ、またその論理によって問題解決も図られていくことが明らかだと思えます。現在国際レベルで、日本異質論が展開され、またあらゆる側面における人権後進国性が指弾の的になっていますが、これもまったく同じ土壌に育ったクローンといえます。

7 公害という人工砂漠のアイロニー

以上述べたように、公害問題を始めとするわが国におけるさまざまな人権侵害は、戦後日本を支えてきた経済至上主義の論理とそれを効率よく達成するために形成された特殊日本の管理社会の構造に必然的に由来するものです。したがってこれを克服するためには、経済至上主義という価値観と権力にすり寄って利益のおすそ分けに預かるという特殊日本の管理体制を打破することによって、いいかえると戦後の日本社会においていまだ主流とはなっていない「憲法的」モデルに基づく社会体制を確立することが不可欠となります。いいかえると、個人の尊厳を中核とする人権尊重の価値観の確立と、問

題解決・権益分配のための民主的な社会関係の形成がもつとも基本的な前提として要請されることになります。しかし、問題は、集団というより大きな利益を保持するためには個を犠牲にすることもやむを得ないという「和の精神」を、一人ひとりの人間としての価値こそ至上のものであるとする「個の思想」へと転換し、それをこの日本社会の中に現実確立することがはたして可能なのでしょうか。わたしは次のように考えています。

個の思想はキリスト教に連なる砂漠の思想といえます。砂漠という自然に和することはできません。もし砂漠に身をゆだねるなら、それは死を意味するからです。いいかえると、砂漠は常に人間にとって否定されるべき戦いの対象として、また破壊の対象として存在します。人間が砂漠という敵しい自然環境の中で生き延びていくためには、常に自然に対して自己主張をし、自然を交革し、自然から自由でなければなりません。これに対して「和の精神」は、四季温暖な恵みを与えてくれる自然の中から生まれるといえましょう。砂漠の場合とは逆に、かかる自然に対して自己主張をし、それを破壊することは不利益と死を意味します。ここでは自らを曲げてでもそれ

に和することによってはじめて恵みに預かれます。したがってかかる自然を保護し、維持していくためには、それに和しない者を排除することが集団の生存に連なってきます。

さて、このように考えてみると、実は上述の水俣病をはじめとする公害は、現代における砂漠を意味することになりませんか。水俣公害に和するとき、そこに待っているものは、水俣病による死か、さもなくば生活の糧を得る手段の喪失を意味します。チソを中心とする水俣権力に和することによっていかなる利益も得られないことを知った漁民は、公害という人工砂漠の根元であるチソを否定されるべき戦いの対象として、また破壊の対象として暴動を起こしました。その意味で、日本経済の発展のために自己抑制と犠牲を強いる特殊日本の管理社会は必然的に公害を発生させる構造を内包したものであったが、同時にそこで発生した公害は、個と戦いの思想を醸成する人工砂漠を提供していたといえます。われわれはここに公害のアイロニーを見ることができま

特殊日本の管理社会が存続し得るのは、社会権力に

和することによって、いいかえると、権力にすり寄ることによって応分の利益に預かれるからです。したがって、自己抑制をして社会の権力に和しても、そこから応分の權益を得られないことが一般化する場合には、特殊日本の管理社会の存続基盤が存在し得ないことになってしまいます。一九五五年からはじまった水俣公害を中心とする一連の公害は、まさにその存続基盤を危うくするものであり、逆にいうと、個の思想を確立するための広範な社会的条件を醸成していたといえましょう。

8 環境問題解決のための展望

わたしは、この講演のはじめの方で、地球レベルでの環境問題といわれてもピンとこないといいました。また、日本の総理がお金と技術力によって地球規模の環境保全のリーダーシップを果たそうとすることに對して、その真意をはかりかねているともいいました。その意味は、すでに賢明な諸君にはお分かりのことと思いますが、戦後公害を排出しその解決を現在に残している社会構造を前提とするかぎり、環境問題の真の解決はありえないと考えるからです。従来通り、国家の至上価値を日本国

の経済の発展におき、それを達成するための手段として「和の精神」に基づく特殊日本の管理体制を維持している限り、いかにお金と技術を提供しようとも、それは自分の出した環境破壊を糊塗する対症療法でしかなく、続々と新しい環境破壊を生産することになりました。地球レベルのものであれ、国内レベルのものであれ、真に環境問題を解決するためには、戦後ずっとわが国を支配してきた価値観を転換することが不可欠です。経済至上主義から、一人ひとりを大切にする「個の尊厳」を優越させる価値観へ、また権力にすり寄り、権力に取り入ることによってではなしに、人権と民主的な手続をとおして、權益や利益を分配し、問題（紛争）を解決する社会体制へ移行しなければなりません。

経済至上主義の論理によって水俣病の被害者がいかに切り捨てられてきたかをすでに検討しました。かれらの生命と生活は、正常な企業活動にともなうほんのわずかなばかりの必要経費の一部でしかありませんでした。個人の尊厳の現実的な保障のためには、経済的發展がともなっていないければならないとしても、そのゆきすぎにより個人の尊厳が侵食されるときには、人権という視点にた

って、議会・司法・行政を中心とする民主的な手続による予防と救済がたちにはからなければならないのに、特殊日本の管理体制の中で、それがいかに機能しなかったかも不十分ながら検討しました。

わが国の国会、司法、行政が経済の発展を至上価値とする政党によって独占され、三権分立の理念に基づく相互抑制機能がほとんどまったく働かず、その権力構造にコミットする者の内部で既存権益の維持・拡大が図られてきたところに一番大きな問題があります。もつとも、これに対しては諸君は当然次のような疑問を発するでしょう。たとえ、一党独裁体制による権益の維持・分配・拡大という社会構造とはいえ、このような体制は合法的な選挙によって選出された過半数を占める政党によって形成されたものであり、きわめて民主的な方法による国民の意志の反映の結果ではないかと？ 表面的にはその通りです。しかし、ここで留意しなければならないことは、一九七〇年以降の国政選挙において現自民党と同質の政党が一度も有効投票総数の過半数を占めたことがないにもかかわらず、議員数では常に過半数の議席を確保しているということです。このことは、選挙を通じての

過半数の民意は、その方向には多様性があるとはいえ、すでにここ二〇年の長きにわたって、経済発展至上主義と閉塞した特殊日本の管理体制をそのままでは支持していないこと、すなわちそのような価値観と体制は多数の民意による実質的な正統性によって基礎づけられていないことを示すものといえましょう。先に述べた特殊日本の管理体制の存続基盤が、雨後の竹の子のごとく発生した公害による広範な人工砂漠の出現によって、危うくなってきたことも深く関係しているように思われます。

さて、以上のような状況の中で、今後の環境問題を展望してみると、わたしはそんなに悲観することもないように思われます。現に参議院では保革逆転現象が生じており、また日本の社会構造に由来する人権後進国性は国際レベルで強い指弾の対象とされています。公害という人工砂漠に端を発した、「個人の尊厳」を民主的なルールによって達成するという社会構造確立へ向けての土壌は、現在においては、静かながらも、より深くわたしたちの身の回りのより細分化した運動の中で脈脈と生きているように思われます。消費税反対運動の中に、無農薬運動の中に、はたまた女性や子どもの人権あるいは登

校拒否児問題を考える中に、さらには土地問題・農業問題・老人問題といった多くの現代的諸問題を問う中に確実に、深く。

経済至上主義の価値観のもとで、個人または弱者を犠牲にし、切り捨てるのではなしに、もっとも大切なものは人の生命であり、人の尊厳であるということが、今ほど広くわたしたちの社会に浸透しつつある時代がかつてあったでしょうか。また、国家的経済の発展と利益の配分のために用意された特殊日本の管理社会の歪が今日ほどはっきりと目に見えるようになった時代がかつてあったでしょうか。戦後日本社会を支えてきた日本社会の論理そのものが、すでに熊本水俣病公害問題で概観したように、われわれの住んでいる日本社会の砂漠化をもたらしめているのですが、皮肉にもその歪と矛盾こそがわれわれにそれを克服するための論理、すなわち個の価値と問題解決および権益配分における民主的ルールの真の大切さをはっきりと教えてくれているといえましよう。

そうであれば、われわれはどんな小さな領域においてであれ、他者を支配するのではなくて、他者の存在をそのまま認め受け入れるということを実践することによ

って、またどんな小さな問題であれ、身の回りの非人間的な取扱に対して抗議するという姿勢を保つことによって、環境問題解決への最短距離に身をおいていることになるのではないのでしょうか。

今後、可能な限り、車の窓を開け放して冷房を楽しみ、ストープを焚きながらビールをエンジョイし続けたと思います。

【参考文献】

宮本憲一『環境経済学』（岩波書店 一九八九年）

原田正純『水俣が写す世界』（日本評論社 一九八九年）

清水 誠他『水俣病事件における真実と正義のために』

（勁草書房 一九八九年）

色川大吉『水俣の啓示（上）（下）』（筑摩書房 一九八三年）

年）

宮本憲一『公害住民運動』（自治体研究社 一九七〇年）

首藤留夫『生ける人形の告発——水俣病一五年の記録』

（労働旬報社 一九六九年）

『特集：法は地球環境を守るのか!』（法学セミナー 一九〇年二月号）

一九〇年二月号）

『特集：公害・環境問題と法』（法律時報 一九九〇年一月

号）

（一橋大学教授）